

待機児童数の数え方について

	利用希望がないとして待機児童数から除外する子どもの扱い				「私的な理由により待機している」として待機児童数から除外する子どもの範囲					利用可能な施設等の判断の基準（左隣の設問でイまたはウと回答した自治体のみに質問）									
	ア 利用希望がない	イ 利用希望があるが、保護者から利用希望を断られた場合のみ除外して	ウ 利用希望がない場合	除外された子どもの人数（2016年4月1日時点）	ア 希望した施設等を利用していること	イ 他の利用可能な施設等がある結果、利用者に対する意向を確認していること	ウ 他に利用可能な施設等がある場合、保護者に待機児童数意	エ 利用可能な施設等がある場合、希望する施設等がないこと	オ その他に含めないこととして待機している児童数	施設設定数	ア 保護者から利用希望を断られた場合のみ除外して	イ 判断し、利用可能な施設等があること	ウ 自宅から施設までの距離が利用可能な範囲内であること	エ 学区、市内、町内、村内の住所が利用可能な範囲内であること	オ 区市町村内の施設等について	カ 他の基準により判断していること			
昭島市	○				○														
調布市		○		5				○	1										
町田市	○						○								○				
小金井市		○		69	○			○	1										
小平市		○					○						○						
日野市	○					○									○	・希望保育所と開所時間に差異がない（同程度の開所時間） ・登園するのに無理がない（通常の交通手段により、自宅から20～30分程度で登園が可能）			
東村山市	○							○	1										
国分寺市	○				○			○	1										
国立市	○							○	1										
福生市	○				○	○		○	3	○	兄弟姉妹の同時入所を希望している場合や、「集団保育が可能であり、医療行為が必要ない」と判断できず入所保留となる場合には、待機児童数に含めないこととしている。		○	○	○	○	地方公共団体における単独保育施策（認証保育所、定期利用保育）を利用する場合、福生市の基準では開所時間や利用者負担金等について認可保育所を利用した場合と同等のため、利用可能であると判断している。		
狛江市	○							○	1										
東大和市		○		3	○		○	○	1						○				

待機児童数の数え方について

	利用希望がないとして待機児童数から除外する子どもの扱い				「私的な理由により待機している」として待機児童数から除外する子どもの範囲					利用可能な施設等の判断の基準（左隣の設問でイまたはウと回答した自治体のみに質問）						
	ア 除外利用希望を 確認していない。	イ 利用希望を確認して いない。	ウ 利用希望を確認して いない。	除外された子どもの 人数（2016年4月1日時点）	ア 希望した施設等に 含まれない。	イ 他の利用可能な施設等 があるが、希望する 園がない。	ウ 他に利用可能な施設等 があるが、希望する 園がない。	エ 利用可能な施設等 があるが、希望する 園がない。	オ その他の基準により、 待機している。	施設 設定 する 数	ア 保護者から利用手段を 判断し、利用できない 場合がある。	イ 保護者の勤務先との 距離が遠い。	ウ 自宅から施設までの 距離が遠い。	エ 区域・町内会の区域 にない。	オ 市内町村内の施設等 はない。	カ 他の基準により判断 している。
清瀬市	○				○			○	1							
東久留米市	○							○	1							
武蔵村山市		○					○							○		
多摩市		○			○			○	1							
稲城市		○		30	○		○	○	1	○					○	
羽村市		○						○	5							
あきる野市		○						○	1							
西東京市	○				○			○	1							
瑞穂町	○							○	1							
日の出町		○					○							○		
檜原村	○				○											
奥多摩町	○				○											
多摩計	17	12	1	271	14	2	6	22		3	1	1	2	0	5	2
合計	29	21	3	970	29	5	17	35		7	1	5	8	3	5	4